

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 3 | 国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険法に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険料の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤他法令による医療給付との調整 ⑥保険料の賦課及び徴収 ⑦被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ⑧オンライン資格確認の準備</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦課ファイル、国保収納ファイル、総合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・番号利用法第9条第1項、別表44の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>《オンライン資格確認の準備業務》 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】2,3,6,13,2742,48,56,65,69,70,83,87,115,125,131,139,141,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会】69,70,71の項 <p>《オンライン資格確認の準備事務》 ・番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 町民課 |
| ②所属長の役職名 | 町民課長 |

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|---------------------|
| 平成29年8月23日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の町内に住所を有する者すべてを被 Web-TAWN(国民健康保険資格管理、死名管 理システム)、国保総合システム、中間サー テム、中間サーバー、次期国保総合システム及 国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦 課ファイル、国保収納ファイル、総合宛名ファ イル、国民健康保険給付管理に関するファ イル | 国民健康保険法及び行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 国民健康保険システム、団体内統合死名シス 템、中間サーバー、次期国保総合システム及 国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦 課ファイル、国保収納ファイル、総合宛名ファ イル | 事後 | 国民健康保険制度改正に伴う 変更 |
| 平成29年8月23日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | Web-TAWN(国民健康保険資格管理、死名管 理システム)、国保総合システム、中間サー テム、中間サーバー、次期国保総合システム及 国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦 課ファイル、国保収納ファイル、総合宛名ファ イル | 国民健康保険制度改正に伴う 変更 | 事後 | 国民健康保険制度改正に伴う 変更 |
| 平成29年8月23日 | 2・特定個人情報ファイル名 | 番号法第9条第1項、別表第一項番30 | 番号法第9条第1項、別表第一項番30 | 事後 | 国民健康保険制度改正に伴う 変更 |
| 平成29年8月23日 | 3・個人番号の利用 | 番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、 44、45 | 番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供) | 事後 | 国民健康保険制度改正に伴う 変更 |
| 平成29年8月23日 | 5・評価実施機関における担 当部署 | 町民課長 深尾 毅 | 町民課長 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年3月10日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年3月10日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 令和1年6月18日 | IV リスク対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和2年8月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 | 国民健康保険法及び行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 番号法第9条第1項、別表第一項番30 | 国民健康保険法及び行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 番号法第9条第1項、別表第一項番30 | 事前 | |
| 令和2年8月7日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項 | 事前 | |
| 令和2年8月7日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 | ・番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供) | ・番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供) | 事前 | |
| 令和7年12月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法第9条第2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | ・番号利用法第9条第1項、別表44の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 《オンライン資格確認の準備業務》 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44 の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法律上の根拠 | ・番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (情報提供)27,42,43,44,45の項 ・平成26年度内閣府・総務省令第7号 (情報提供)1,2,3,4,5,19,25,33,43,44,46条 (情報提供)20,25,26条 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主 務省令第2条の表の項 【情報提供】 2,3,6,13,2742,48,56,65,69,70,83,87,115,125,131,1 39,141,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会】69,70,71の項 《オンライン資格確認の準備事務》 ・番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン 資格確認の準備として機関別符号を取得す る等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和7年12月1日 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和7年12月1日 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | — | 十分である | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠 | — | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者本人からマイナンバーの提 供を受け、その真正性の確認を行っている。申 請者からマイナンバーを得られない場合にのみ 行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、 4情報又は住所を含む3情報による照会を 行うことを厳守している。また、システムに情報 を入力する際は、複数人での確認を行った上で マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残し ている。 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】 | — | 十分である | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 判断の根拠 | — | マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職 員については、ICカード及びID/PASSによる認 証と限定しており、権限を持たない職員がア クセスすることができないよう制限している。ま た、アクセスログを記録し定期的に不正なア クセスがないことを確認している。 | 事後 | 新様式への変更 |